

【様式2】

横浜市寿生活館

事業計画書

令和7年4月25日

横浜市 長

所在地 横浜市中区寿町4丁目14番地

申請者団体名 公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会

代表者氏名 理事長 豊澤 隆弘

各項目について、【様式2-1】 ～ 【様式2-7】に従い、具体的に記述してください。

1 団体の状況

- (1) 団体の理念、基本理念
- (2) 団体の財務状況
- (3) 団体の活動実績等
- (4) 地域特性への理解

2 運営ビジョン

- (1) 施設運営の基本的な考え方

3 職員配置・育成

- (1) 職員の確保、配置及び労務管理
- (2) 職員の育成

4 施設の管理運営

- (1) 事件や事故の防止・危機管理体制
- (2) 施設・設備の維持保全と管理
- (3) 防災に関する取組
- (4) 修繕等への取組
- (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応
- (6) 広報に関する取組
- (7) 横浜市の重要施策を踏まえた取組

5 事業の運営・実施

- (1) 高齢者事業・文化事業
- (2) 施設の利用促進
- (3) 施設の利用調整
- (4) 関係機関、地域団体等との連携

6 収支計画及び指定管理料

- (1) 指定管理料
- (2) 運営の効率性

7 加減点項目

- (3) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）

1 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針

団体の理念や基本方針について記載してください。

1 沿革

当協会は、寿地区で生活される方々の勤労意欲の向上及び福祉の向上を図るため、国、神奈川県及び横浜市等により建設・整備される「寿町総合労働福祉会館」を運営・管理する団体として、昭和 49 年 3 月に設立されました。同会館は、昭和 49 年 9 月に竣工、10 月に開所、運営開始し、昭和 54 年には会館内の診療所において診療を開始するとともに、昭和 56 年には横浜市寿生活館の運営管理を横浜市から受託しました。（平成 18 年より指定管理）

その後、地区が「日雇い労働の街」から「福祉ニーズの高い街」へ変遷をしていくとともに、当協会も時代の変化に対応して地域の関係団体・機関、行政、事業者の方々とも連携協力を密にしながら、会館の運営を行い、コミュニティづくりにも積極的に取り組んできました。平成 25 年度からは中区から生活保護受給者の就労支援事業を受託し、現在 2 つの就労支援事業を通して、地域貢献活動を行いながら社会参加支援を行っています。また、団体としては、平成 25 年 10 月には公益認定を受け、財団法人から公益財団法人に移行し、平成 31 年 4 月には、協会の目的達成の対象者と事業を拡げるため、定款変更を行い、併せて協会名を変更しました。

令和元年 6 月からは、「寿町総合労働福祉会館」の跡地に再整備された「横浜市寿町健康福祉交流センター」を横浜市から指定され、指定管理者として管理運営を行っています。

2 基本理念

当協会は、寿地区の住民等へ保健医療を提供し、地域福祉に関する事業及び社会参加・就労支援に関する事業等を行い、もって福祉の向上に資することを目的としています。

寿地区の住民をはじめとする市民の方々の「健康づくり・介護予防」、「生きがいづくり」、「社会参加・自立支援」を推進するとともに、相互に支え合いながら、交流しやすいまちづくりを推進します。

3 基本方針

当協会が基本理念のもとに、日々業務を行っていく上での経営上の基本方針は次のとおりです。

- (1) 施設利用者に安全で衛生的、快適な環境を提供します。
- (2) 住民のニーズに沿った事業を展開し、福祉・保健・医療などサービスの向上を図ります。
- (3) 寿地区に関わる地域団体及び行政と連携協働し、誰もが安心・安全に住み、健全で明るいまちづくりを推進します。
- (4) 運営経費の適正化、業務の創意工夫・効率化を図り、経営の改革を進めます。

4 事業

当協会は、基本理念や基本方針に基づき、次の事業を行っています。

- (1) 地域住民等の生活環境の向上、生きがいづくり、及び相互交流推進事業
- (2) 地域医療及び健康づくり・介護予防推進事業
- (3) 地域住民及び生活困窮者等の相談及び生活支援事業
- (4) 地域住民等の社会参加・就労等の自立支援事業

1 団体の状況

(2) 団体の財務状況

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無、財政状況の健全性、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 当協会の会計区分と公益会計の特徴

当協会の会計区分は、公益目的事業会計が4つに区分されており、その他として、収益事業会計が1区分と、法人会計となっております。以下4区分が公益目的事業会計です。

公1は、「労働者及び地域住民の就労の確保と福祉の向上を図る事業」で、健康福祉交流センターの施設運営事業と自主企画事業等にかかる収支を計上しています。

公2は、「より患者に寄り添い差別なく平等に必要な医療を提供する診療事業等」となっており、これは、当協会診療所の運営事業にかかる収支を計上しています。

公3が、「住居がない者及び簡易宿泊所宿泊者等の更生と福祉を図る事業」として、現在、指定管理を受けている寿生活館の管理運営事業にかかる収支を計上しています。

公4は、横浜市中区から受託した就労支援事業である「仕事チャレンジアシスト事業」及び「ことぶき地域交流サポート事業」にかかる収支を計上しています。

公益認定法には、「公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること」との規定があり、いわゆる「収支相償」が求められます。また、同じく公益認定法では、「公益目的事業比率が百分の五十以上と見込まれるものであること」となっており、これは、公益目的事業の経費が総経費の50%以上であることが条件となっています。このような諸条件をクリアしたうえで、公益財団法人として認定を受けて、当協会は、平成25年10月に「財団法人」から「公益財団法人」へ移行しました。

2 法人税等の滞納有無

当協会は、公益財団法人ということで税制上の軽減措置が取られており、公益目的事業におきましては、法人税の申告・納付は免除されています。また、固定資産税については、協会の所有している備品類が対象となりますが、事業内容等から減免を申請しており、全額減免を受けています。なお、消費税については税理士から指導を受け、適正に申告・納付をしています。

3 予算の執行状況及び安定した経営のできる基盤

(1) 財務上の安定性向上

当協会の予算執行状況については、令和3年度に長年所長を務めていただいた医師が退任し、その後任探しが困難を極めた状況の中、医師の確保と診療内容の充実を目的に、令和4年度から導入した内科の二診制の影響による人件費増により収支が悪化しました。（4年度決算：当期経常増減額△39,199千円）。

令和5年度からは、横浜市立大学と共同研究（卒前・卒後での「社会における医療の役割」についての学習環境に関する研究）開始を機に連携を深め、内科2診制維持を条件として確認の上、複数人の医師グループによる安定した診療提供体制を目指し、医師の確保に努めたところ、市大の医師の働きかけもあり、地域における総合診療に理解のある医師を複数人確保することが出来ました。5年度は、医師の枠が完全には埋まらなかったことと、共同研究の研究員として診療に携わる際の医師人件費は横浜市立大学の一部負担としたことから、一時的に人件費は減少（5年度決算：当期経常増減額△4,608千円）しました。

令和6年度からは、完全な内科2診制の体制が確保されたことに伴い、横浜市からの指定管理料が2診制を前提とした金額としていただいたことにより、経営は大きく改善しました。

とはいえ、昨今の急激な物価高騰と人件費の増加などにより、清掃、警備、各種機器点検などの委託費の上昇や光熱水費の上昇などもあり、令和6年度、7年度予算における経常増減額は、△7,256千円、△4,375千円と未だ赤字見込みですが、引き続き委託内容の見直しや経費節減など、赤字縮減に向けて努めてまいります。

(2) 経営基盤の強化

当財団は寿生活館の他に、令和6年度より5年間、横浜市寿町健康福祉交流センターの第二期の指定管理者に選定されており、センター諸室及び診療所、公衆浴場の管理運営と各種自主事業の実施を担い、寿町をはじめとする市民に対して、健康、福祉、医療及び自立支援に関する事業を実施することで、相互に支え合いながら、交流しやすいまちづくりを推進しています。

センターと生活館の二つの施設を運営することで、それぞれの事業を連携して実施したり、管理事務を集約して実施するなど、人員体制も含め効率的な経営をすることが出来ていると考えています。

また、事業の実施においては、行政や関係機関、地区内外の事業所や民間事業者など多くの方々と連携することで、最小限の経費で最大限の効果を目指して数多くの事業を実施する体制が出来ており、それが財団の強みになっていることも、経営基盤の強化につながっていると思います。

さらに、診療所については、横浜市立大学の「共同研究制度」を利用し、横浜市立大学と当協会が契約を締結して共同研究を実施する中で、市大との連携を深めることで医師を確保するとともに、市大医学部の研修医の研修受け入れや、各地の医大生の積極的な視察受け入れなどにより、寿地区の医療に関する理解者を増やし、将来の医師の安定的な確保につなげることで、経営の安定化を目指しています。

(3) 経理の透明性

当協会は、横浜市の外郭団体であり、資金および財産の管理についても、法人が責任をもって行っており、税理士による定期検査、決算監査や、所管局による監察などを通じ、適切に経理処理を行っております。

1 団体の状況

(3) 団体の活動実績等

生活館の目的と類似した事業や、生活館の利用対象者もしくはそれに類する者を対象とした事業を実施した例があればその内容と、実施回数や利用者数等の実績、評価等を記載してください。

1 当協会の活動場所

当協会は、昭和 49 年から横浜市中区寿町にある「寿町総合労働福祉会館」の運営管理を行い、平成 28 年 3 月には「寿町総合労働福祉会館」の再整備により一時的に仮施設での運営を行っていましたが、令和元年 6 月から旧会館と同じ場所に、一部の機能を拡充した「横浜市寿町健康福祉交流センター」が設置され、当協会は、「交流センター」の指定管理者として指定を受け、そこに法人事務所を置き、交流センターと生活館の管理運営の他、横浜市からの指定管理事業、委託事業等の労務管理や経理、契約事務等を行っています。

2 横浜市寿町健康福祉交流センターの管理運営

「交流センター」は、寿地区の保健医療の充実を図るとともに寿地区の住民をはじめとする市民の健康づくりや介護予防に取り組み、また、自立した生活の支援を通して生活環境の向上を推進し、さらには市民の社会参加を促進して市民相互の交流を深め、もって福祉の向上に寄与するために設置された施設です。

当協会は、診療所、健康コーディネート室、公衆浴場、ラウンジ、図書コーナー等の管理運営を行っており、多目的室、調理室、作業室、活動交流スペース（会議室含む）は、市民相互の交流の推進、健康づくり・介護予防、健康福祉の向上等の様々な活動をしている団体へ貸出をしており、その予約受付管理を行う他、これらの施設を利用した各種の講座、教室の開催や横浜市寿町健康福祉交流センターまつりなどの自主企画事業を実施しています。

令和 5 年度の利用者数実績

- ① 診療所 延利用者数 18,696 人（内科 12,423 人、精神科 5,436 人、デイケア 837 人）
- ② 健康コーディネート室 延利用者数 39,404 人（健康チェック、健康相談）
- ③ 一般公衆浴場 延利用者数 25,354 人
- ④ センター諸室 延利用者数 96,705 人（ラウンジ 28,225 人、図書コーナー 32,193 人、多目的室 18,031 人、調理室 1,244 人、作業室 2,286 人、活動交流スペース 14,726 人）。

また、「交流センター」全般の運営については、利用者・市営住宅住民・行政・地域等の代表により構成される運営協議会を設置し、「交流センター」利用についての意見聴取の場として活用しています。

3 交流センター自主企画事業

参加者の自立を促進し、住民相互の交流を深め、生きがいをもって充実した生活を送れるよう、多くの方々と連携しながら様々な自主企画事業を実施しています。

- ① 自己啓発教室 人と人の触れ合い交流や、健康維持増進・介護予防に役立つ学びの場
ウォーキングサッカー、ノルディックウォーキング、健康づくり、健康体操、グランドゴルフ、ラダーゲッター、ボッチャ、スマホ教室など 延 220 回開催、5,043 人参加
- ② スマイル事業（高齢者・文化事業） 気軽に参加でき、相互の交流を深められる事業
パターゴルフ、頭脳クラブ、映画クラブ、書道クラブ、工芸クラブ、クリスマス会など 延 74 回開催、1,225 人参加

③ バラエティ講座 寿地区以外の方にも関心をもって頂けるプログラム

横浜の歴史講座、影絵とアコーディオン演奏会、書道教室、音遊び講座など
延 9 回開催、104 人参加

④ 健康づくり・介護予防事業

寿 de 健康クラブ、ノルディックウォーキング体験会、ミニクッキング、健康や食生活をテーマとした講和など 延 91 回開催、885 人参加

4 地域福祉保健推進事業

高齢化が進み、単身高齢者の方が多く居住する等の地域特性を踏まえ、地区内の誰もが安心し、自立が促進され、支えあい、交流できるまちづくりを目指すため、地域の関係団体と連携し、各種事業を実施しています。

(1) 寿地区障害者作業所等交流会及び実務者連絡会

寿地区住民が利用する地区及び周辺の就労継続支援 B 型事業所及び地域活動支援センター地域作業所が、それぞれ抱えている共通の課題や事業展開などについて意見交換、ネットワークづくり、相互の活動発展に寄与する場として交流会を実施しています。令和 5 年度は、交流会を 4 回、実務者連絡会を 12 回実施し、21 事業所が参加しました。

(2) 行政等との協働事業

当協会診療所では、中福祉保健センター主催の結核検診に協力し、生活習慣病の健康診査(無料)を行っています。令和 5 年は 6 月に 50 名、10 月に 42 名を対象に実施しました。年末には横浜市の寿地区年末年始対策事業の結核検診事業を受託し 7 名に実施しました。また自立支援施設はまかぜの入所時健診及び診療を行い、横浜市の生活困窮者支援事業に協力しています。

(3) 地域まちづくり推進事業

寿地区には、超高齢化への対応、防災の他、不法投棄などの環境問題、路上駐輪の交通問題、衛生問題、防犯問題など様々なまちづくりの課題があり、地域、民間団体機関、民間事業者、行政が協働して取り組まないと解決は困難です。

地区内には、地域福祉保健計画推進組織である「ことぶきゆめ会議」、地域防災拠点運営委員会の 2 つの地域横断的な組織が地域のまちづくりに重要な役割を果たしています。当協会は、それらの推進組織の事務局を、健康福祉局寿福祉プラザ相談室及び中区福祉保健センターと協働し担い、まちづくりに取り組んでいます。

(4) 広報事業

広報紙「いぶき」を毎月 900 部発行し、簡宿ほか地区内及び周辺の公共施設や事業所等、170 か所に配布することで、地域住民及び関係機関団体へ当協会事業及び地域情報を提供しています。また、地区外の方へもホームページで掲載し、広報しております。

5 横浜市寿生活館の運営管理

昭和 56 年から横浜市の委託を受け、住居のない方及び地域住民の福祉の向上を目的に、娯楽室、洗濯・シャワー・調理室等の生活支援施設と学童等対象施設を運営管理しており、平成 18 年度には指定管理者として業務を開始し、現在は令和 3 年度から 7 年度まで第 4 期目の指定管理者の指定を受けています。

生活や自立に関する相談業務や支援、イベントの開催を行う他、地域活動や交流の場として多くの方に利用されています。

また、地元代表、知識経験者、行政からなる寿生活館運営委員会を設置し、協議のうえ管理運営を行っています。令和5年度は令和6年2月に開催し、8名の委員から運営に関する意見・要望を受けました。

6 就労支援事業

中区から受託している2つの就労支援事業を通して、寿地区内外の道路、公園、駅周辺、繁華街の清掃環境整備事業、駐輪対策事業等を行い、地域貢献活動を実施しています。

(1) 仕事チャレンジアシスト事業

中区の生活保護受給者等の方々に対し、生活リズム、勤労意欲の維持・向上のため、就労体験や地域貢献事業及び生活・社会面の講義などのプログラムを実施することで、就労意欲を喚起するとともに※仕事チャレンジ講座への受講が可能かの見極めを行っています。

※仕事チャレンジ講座

社会福祉法人神奈川県匡済会が中区役所から受託し実施している事業で、生活保護受給者及び生活困窮者の方を対象に2か月間講座の中で、生活訓練・社会訓練・技能習得訓練を行っています。令和5年度は延べ1,078名を対象に実施し、9名が就労に至りました。

令和3年度からは、就労の場の多様化を目指し、希望者へ受講することで介護ヘルパー等のサポートが可能となる「生活援助従事者研修（講座）」を、協会自主事業として開設し、令和3年度から6年度までで23人が講座を修了しました。

(2) 寿交流サポート事業（7年度から寿地域交流サポート事業）

主に寿地区に居住し、中福祉保健センターにて生活保護を受給している方及び生活困窮の方を対象に、社会の関わりを維持することや環境美化などの地域貢献に取り組むことを目的として、屋外の清掃などの活動支援プログラムを実施することにより、生きがいを持ち続けられる活動の場を提供しています。

令和5年度は延べ1,669名が参加しました。

1 団体の状況

(4) 地域特性への理解

寿地区に関する市の施策の方針や寿地区の歴史的背景、地域住民の生活状況など地域特性の理解や寿地区の医療の現状について、把握している内容及び考え方を記載してください。

1 横浜市の寿地区に関する施策方針

横浜市では、昭和 40 年に寿生活館条例を制定し、住居のないいわゆるホームレスと簡易宿泊所の住民の福利厚生を図るため、寿生活館を開設、市職員を配置し地区住民からの生活相談や教育相談などを通じ、生活環境の向上に取り組み始めました。高度成長期には、約 8,000 人の労働者と家族が地区に住む状況の中で、昭和 49 年には寿町総合労働福祉会館の建設、会館内に診療所の設置など、地区の福利厚生や医療の充実など生活環境整備を進めていきました。

バブル経済の崩壊があった平成初期以降、日雇い労働の需要が激減し、寿地区の活動団体を中心に「寿炊き出しの会」が結成されるなど日雇いでは生計を維持できない人たちが激増しました。失業者の一番過酷な形として野宿があり、野宿者の増加を踏まえて平成 14 年にホームレス自立支援法が施行されました。これに伴い横浜市のホームレス自立支援実施計画が策定され、市・区の職員などによるホームレスへの声掛け、見守りや、宿泊施設等への入所支援の取り組みが進められました。その後、まっかげ一時宿泊所の機能強化を行い、平成 15 年には横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの設置と運営が開始されました。中区においては、区地域福祉保健計画を策定し、計画に基づき寿地区では地区住民等による推進組織（後のことぶきゆめ会議）が設立され、地区環境改善のための「花いっぱい運動」や地域交流事業なども企画・実施されました。この時期に寿地区は、生活保護受給者の増加・高齢化の進展など「福祉ニーズの高いまち」への変化がまさに顕在化し、それに対応した簡易宿泊所のバリアフリー化が進み、市・区による就労支援事業なども開始されました。

その後、市では平成 25 年に、会館の再整備を検討するため、市関係職員による寿プロジェクトを設置し、寿地区の施策の方針として、まちづくりの方向性を「高齢者をはじめとした誰もが安全・安心に住み、お互いに支えあいながら交流しやすいまちづくりを緩やかに進める」としました。このプロジェクトにおいて、健康相談機能を持った会館再整備の方向性が検討されるとともに、道路整備、不法投棄対策など環境改善、地域の高齢者の生きがい事業などについても検討されました。

新会館は令和元年 6 月に「健康福祉交流センター」として開館し、まちづくりの方向性の具体化が実現されつつあります。

2 地区の歴史的背景

寿地区は戦後、昭和 29 年から 32 年にかけて、米軍の接収が解除された時を契機に、桜木町にあった職業安定所が寿地区に移転してきた時を同じくして、簡易宿泊所（以下「簡宿」）が次々に建設され、桜木町周辺に劣悪な環境で生活していた日雇い労働者たちの宿泊場所として生まれた町で、昭和 40 年頃には 80 余件の簡宿が立ち並び、いわゆる「簡宿のまち」になりました。

寿地区で生活する日雇い労働者の方々が、日本の復興や高度経済成長を支えてきたと言えますが、その後の石油危機、低成長、バブル経済と破綻を経て、日雇い労働の需要は減少し、かつての「日雇い労働者のまち」が、仕事を得られなくなった非正規雇用の労働者や、単身の生活保護を受給している高齢者が多く暮らす「福祉ニーズの高いまち」に大きく変貌しています。

3 寿地区の現状

(1) 簡易宿泊所での生活の特徴

寿地区では 109 軒の簡宿があり、5,261 人の住民が生活しています(令和 6 年 11 月現在。健康福祉局寿地区対策担当調べ。以下同じ)。簡宿の部屋は平均 3.4 畳で居住環境としては狭隘で、炊事場・トイレは共用、シャワー・洗濯機は有料で共用が多く、日常生活に制約が多い状況があります。

(2) 生活保護受給者の現状

平成に入ってから生活保護受給者が増加傾向にあり、30 年間で 3 倍以上も増え、令和 6 年 11 月現在で 4,881 人です。簡宿住民の 92.8%が生保受給です。

寿地区は横浜市全域から、野宿生活者や人間関係の貧困を抱えた方々が集まってくる傾向にあり、中区以外の区の生活保護受給者も居住しています。さらに、他の自治体の実施機関となって生活保護を受けている簡易宿泊所宿泊者が 63 人いました。

(3) 高齢化の進展

平成 5 年頃より高齢化が進行し、現在高齢化率(65 歳以上)は 53.4%となっています。高齢者のほとんどが単身生活者です。横浜市の高齢化率は 25.1%、全国平均は 29.3%なので、寿地区は高齢化率が非常に高い状況にあります。

また、高齢化に伴い要介護者が多く、65 歳以上の宿泊者に占める要介護者の割合は 36.1%です。3 級以上の身体障害者も 241 人と多くなっています。

4 地域・利用者の特性に対応した運営と事業の考え方

地区住民の特性として、自炊が難しく共用設備が多い簡宿が住居のため、健康づくり・介護予防がしにくい居住環境にあり、生活習慣病になりやすい環境にあります。また利用者に多くいるホームレスの人は、そもそも決まった住居を持たないため、炊事や入浴、洗濯ができない厳しい状況に置かれています。このように、自立した生活と衛生環境や健康の維持が困難な地域住民やホームレスの利用者の特性に応じたサービスが提供できる運営が求められます。

そこで生活館の運営あたっては、シャワーや洗濯、炊事などの生活支援、様々な困りごとに対応した相談対応、そして健康の維持向上、介護予防などの健康面からの支援などのサービスを利用者の個々の状況を踏まえた上で、きめ細かく提供していきます。

健康相談については、当協会が運営している「健康コーディネート室」からの出張相談、介護予防、生きがいづくりについては、様々な高齢者向けの事業への参加の働きかけなど協会の他の事業も活用した支援を行います。

なお、生活支援、衛生面での改善については、民間団体、各行政機関と連携し、地区住民の健康と生活環境の向上を図れるよう取り組んでいきます。

2 運営ビジョン

(1) 施設運営の基本的な考え方

指定管理者として、生活館の設置目的をどのように達成していくのかを具体的に記載してください。

横浜市寿生活館条例第1条では、目的及び設置を「住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等(以下「対象者」という。)の更生と福祉を図るため」と定めています。対象者は野宿生活者や条例設置当時であれば仕事を求めて集まってきた日雇労働者であり、現在では複合的な困難から家さえも失うほどの貧困状況をかかえ、生活保護等の社会資源を求めてやってきた社会的排除リスクの高い人たちです。そういった対象者を誰一人排除することなく、社会保障制度を利用しながら安定して暮らしていただろう一助とするということが、生活館の何よりの設置目的になります。

そのために何をするかですが、まず重要なのは、利用者を権利の主体と捉えることだと思います。条例第2条事業の(2)生活の援護にあたる無料のシャワー・洗濯機の提供は、単に無料でシャワー・洗濯機が使えることに留まりません。野宿生活者にとっては、安定してシャワーを浴びられること、洗濯をして身支度をできることにより、身体・衣類の清潔を保つことは、野宿という過酷な状況であっても、自尊感情を保ちながら生きていくために極めて重要なことです。現在は生活保護等を利用していないのであれば、まず自尊感情を回復させなければ、権利の主体として生活保護制度の利用を考えることはないでしょう。今後の生活の安定を考える意味でも自尊感情の回復こそが重要になってきます。

また利用者の主体性を生かすために、茶話会などに合わせてミーティングを行い、利用者の要望や意見などを聞き取って、要望を実現させるようにしてきました。コロナ禍で中断していましたが、食事作りなどはその例で、みんなで作ってみんなで食べるという形で、利用者相互の交流を育てようとしていったところ、利用者からも「食べるだけじゃダメだぞ」とか「料理が苦手でも皿洗いはできる」など、それぞれが役割を果たすように声かけをしてくれるような変化がみられるようになってきています。

生活保護は最低限度の生活ができるようになったということだけであり、住居を持つことにより過去に作った債務や、様々な事情からこじれてしまった家族関係に向き合うことになります。条例第2条の事業(1)生活各般の相談及び指導は、生活保護の困難に向き合っていくうえでも重要となります。例えば債務においては、20年以上前の債務の督促を受けるなどの相談があります。このような場合には、時効援用通知の作成支援などをを行っています。また家族関係では、最近が高齢化により相続等の相談が増えています。法定分割の概念を説明し、親から勘当されていても、遺産を受け取る権利があることを伝えたりしています。

このような相談に対応できるのは、経験豊富で高い相談スキルを持っている責任者を配置し、職員を指導しているためです。

また、社会的排除リスクの高い野宿者をはじめとする利用者の「更生と福祉」は、生活館単独で実行できるものではなく、夏祭りや越冬闘争などの多くの地元団体との連携、ボランティアとの協力によって成り立っていくものです。このため、寿生活館が夏祭り実行委員会・越冬闘争実行委員会の事務局を引き受けて、様々なイベントを行っています。

夏祭りにおいては、ふるさとに帰れない利用者に対してお盆のひとつにふるさとに思いをはせられるように、盆踊り・物故者供養などを行うようにしています。また、子どもたちにも、たいこや子ども縁日などで出番があるようにしています。

事業(3)健康相談では、毎週協会の健康コーディネート室から保健師が出向いて、出張健康

相談を実施し、利用者の血圧測定や健康に関する相談助言に対応しています。

事業（４）保護する児童の育成指導では、現在は寿に在住の子どもはいませんが、親が寿地区出身で寿に繋がる子どもたちは多数存在しているので、そのような子どもたちに様々な形で支援を行っています。

現在、生活館２階においては、寄り添い型生活支援を行う「ことぶき青少年広場」が設置されています。また、もともと寿学童保育があった３階を利用して、指導員だった人たちが「ことぶき学童ひろば」などを開催して、月２回程度子どもの居場所を行っており、職員も運営に関わっています。

事業（５）その他では、越冬支援活動において、野宿生活者への連日の訪問、炊き出し、医療・法律・労働・生活の各種の相談などを行っています。パトロールで野宿の実情を知っていくことは利用者の実情を知るうえで極めて重要です。炊き出しに並ぶ人たちには多くの利用者が含まれています。この連日の炊き出しを実現するために多くのボランティアを集める必要があります。そしてボランティア活動を通じて集まった人たちにより、利用者に対する理解が社会に広がっていくことも重要です。このことが前述の野宿者が自尊感情を取り戻していく環境整備の一助になると考えられます。また医療相談・法律相談などにおいては、医師・弁護士などの専門家に協力してもらえるネットワークが重要になっています。利用者には、現在は生活保護を受けていても、かつて野宿者だったり、炊き出しを利用していた人が多く含まれています。このような行事の事務局をしていることにより、複合的な困難のために再度野宿になってしまっても、排除しないで受け止めてくれる場ということを認識してもらうことで、安心して利用できる場であり、温もりのある居場所と認識してもらえることが、生活館設置の重要な目的であると考えます。

3 職員配置・育成

(1) 職員の確保、配置及び労務管理

生活館を運営していく上で、必要な職員の確保や勤務体制・労務管理について、考え方や計画を記載してください。また、生活館を運営するための組織図、職員等配置計画を示してください。

1 管理運営職員の資質と確保

時代の流れと共に、寿地区を取り巻く環境が変化し、近年では、かつて日雇い労働者の街であった地区は、単身高齢者が多く暮らし、生活保護受給者が大半で、介護や自立に向けた生活支援等が求められる、福祉ニーズの高いまちとなっています。

そのような地区の状況下において、「住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等の更生及び福祉を図る」ための援護や相談などを業務とする寿生活館の職員は、地区と住民の特性を十分に理解し、業務を遂行する必要がある、かつ地区内の諸般の事情に精通し、時代や制度の変化に機敏に対応できることが必要と考えています。そのため、地元の事情に精通している職員を責任者として配置し、その他の管理運営職員についても地域ニーズに応えられる職員の確保を進める必要性があります。

また、市内随一ともいえる超高齢化に伴い、地元関係機関・団体とも連携しながら、高齢者事業等を通じた仲間づくりを進めて孤立化を防止し、生きがいづくりなどの推進を図ることが益々重要となっています。そうした狙いのある高齢者事業・文化事業を担当する職員については、地域住民等のニーズを的確に把握して、常に魅力ある事業を企画・調整出来る職員を配置する必要があります。

2 育成・研修計画

当協会職員の実務能力の育成及び人権意識の向上等を目的に次の各種職員研修を実施します。

(1) 新人職員への研修

新たに雇用する職員に対して、協会の事業、業務、地域の歴史や業務内容についての新人職員向けの研修を行います。

(2) 人権研修

市民利用施設を運営し、福祉事業を実施する立場から、常に人権について高い意識を持って行動できるよう研修を実施します。

(3) 危機管理に関する研修

地震等災害の備え、応急救護の対応、不測のトラブル対応等リスクへ適切に対応できるよう知識、技能向上を図ります。

(4) その他

外部講習会や他施設見学等を活用し、事業企画、対人能力向上等サービス向上に役立つ研修を実施します。

3 職員配置計画に関しての考え方

(1) 施設管理運営職員

規則における施設の開室時間は、平日（火曜日～金曜日）が午前 8 時 45 分～午後 8 時 45 分、土曜日及び日曜日が午前 8 時 45 分～午後 5 時までです。

勤務時間は、利用開始前後の準備・終了の業務の必要時間を各 15 分加えた時間となります。この時間帯に必要とする配置人員は、次のとおりです。

①相談援護業務、生命身体に関わる緊急事態、設備・利用者間トラブル等の対応を考慮すると常時最低2名以上の配置が必要となります。

②原則週6日を開館する必要性があることなど総合的に判断すると、責任者を含む常勤職員5名により、繁忙時間帯などを考慮して弾力的に運用できるよう配置するため、ローテーションを組んで対応します。

(2) 高齢者事業・文化事業担当職員

高齢者事業・文化事業担当職員の配置においては、主な業務が事業の企画・運営です。

担当職員は協会管理課に1名配置し、平常勤務（月～金曜日）とすることで、センターの自主事業との調整や連携のほか、関係機関や地元団体との連携も取りやすく、また、寿生活館が休館日（月曜日）の場合は清掃、保守点検、工事等の立ち会い業務について対応できるため、時間外勤務手当を抑制するなど効率的な運営も可能になります。

（高齢者事業・文化事業担当職員配置計画）

平常勤務（月～金） 8時30分～17時15分（休憩・休息时间含む）

横浜市寿町健康福祉交流センターに配置。

4 組織図（配置計画）

別紙（組織図案）参照

3 職員配置・育成

(2) 職員の育成

生活館を運営する職員の育成や研修について、考え方や計画を記載してください。また、人材育成や研修の年間計画書等があれば、事業計画書の添付書類としてご提出ください。

職員の育成・研修計画

令和3年度にまとめられた「人材育成計画」を基本として人材育成を行います。当協会職員が業務を実施するにあたり必要とされる実務能力の育成や、人権意識の向上等を目的に次の各種職員研修を実施します。

(1) 新人職員研修

新たに雇用する職員を対象とします。寿地区の歴史、協会の歴史、役割及び業務、横浜市との協約等について、新人職員向けの研修を行います。

(2) 協会全体研修

協会全職員を対象として以下の研修を実施します。

①協会基本研修

協会運営の理念、経営方針、事業計画、財務状況等を全職員が共有する研修を行います。

②人権研修

市民利用施設を運営し、福祉事業を実施する協会の職員として必要とされる人権感覚について、高い意識を持って業務に従事できるよう、人権に関する研修を行います。

③パワハラ研修

就業環境を阻害するパワハラを防止し、安心して働ける職場をつくるため、研修を行います。

④情報セキュリティ・個人情報保護研修

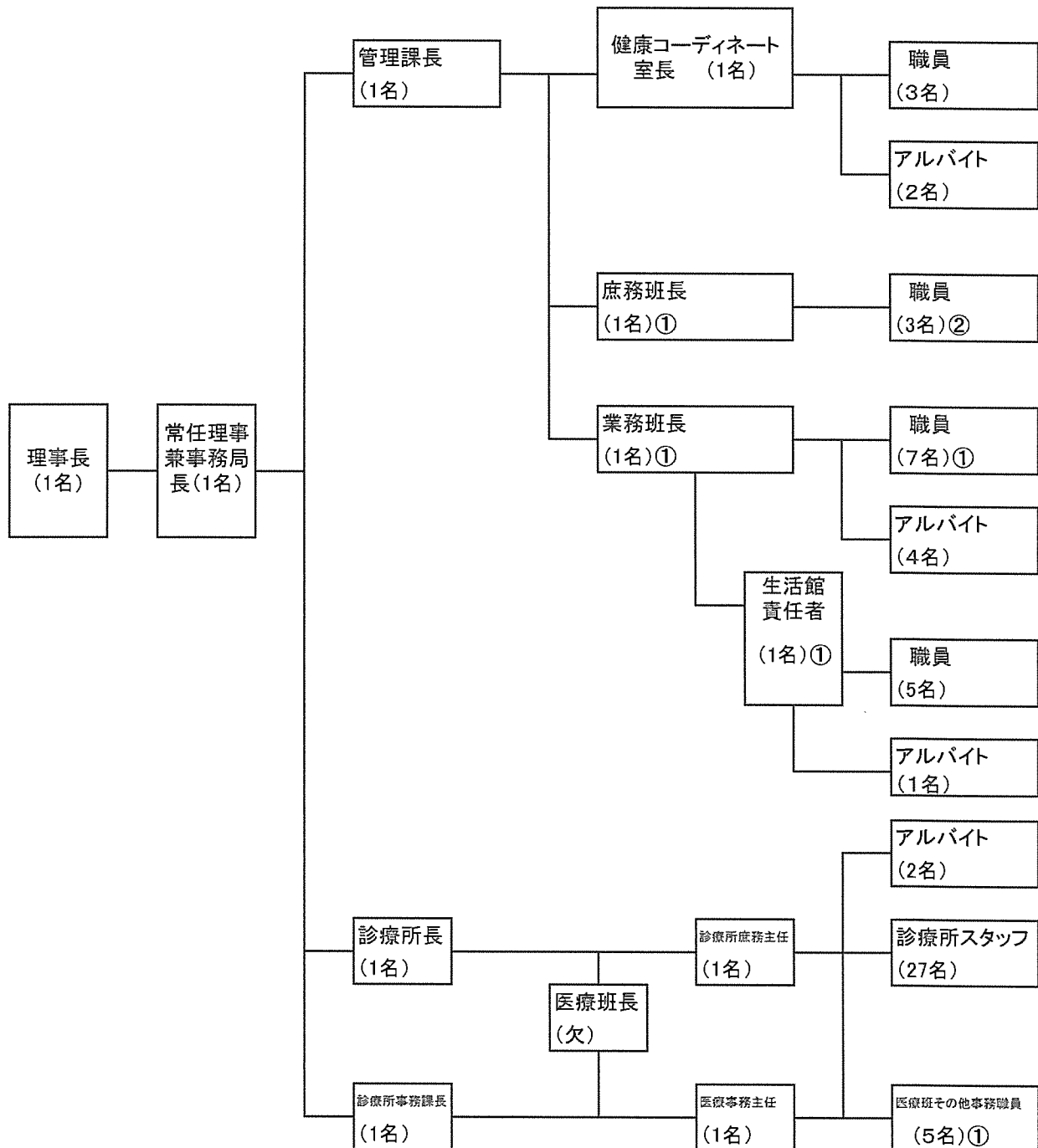
情報セキュリティに関する基本的な知識や、個人情報の取扱いに際し留意すべき事項を研修で定期的に確認します。

(3) 専門研修

専門職を中心に、必要とされる専門的知識の習得や技能の向上を目的として外部研修へ参加します。参加にあたっては、協会としての必要性やコストなどを検討します。

令和7年4月1日現在

公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会 組織図



○数字は固有職員

4 施設の管理運営

(1) 事件や事故の防止・危機管理体制

事件・事故の防止策、事件・事故発生時の対応や連絡体制、日常的な防犯などの取組を具体的に記載してください。

1 事件・事故の防止策、連絡体制について

(1) 全般

当協会では、危機管理マニュアル（事故防止、事故対応、防災）を策定し、その中の防災については令和 4 年 10 月に災害対応マニュアルとして取りまとめました。事故の予防的な取り組みを進め、安心な施設運営を図るとともに、事故や災害発生時の対応手順を定め、職員に周知しています。マニュアルは時点修正など適宜更新をしています。個人情報の取り扱いについても、漏洩や紛失が重大な問題となることをすべての職員に意識づけをしています。

寿生活館については老朽化しており、利用者が安全・安心して利用できるよう、施設や設備の点検確認を随時行い、損傷や不具合があった場合は放置せず、速やかに報告し修繕等の対応を進め、事故予防に努めます。また、AED などの取扱い訓練を年 1 回以上行います。

(2) 施設利用者で病人、けが人への対応

施設利用者が利用中に病気症状が出たり、体調不良を訴えることもあります。職員が定期的に巡回することで、気分の悪そうな方、危険行為やけがをされた方をいち早く見つけ、声かけや応急的な対応を取ったり、程度によっては消防署に連絡し救急車の要請をすることで、緊急対応を行います。

(3) 利用者間トラブルへの対応

施設内利用者間のトラブルを防ぐために、職員が定期巡回を行い、あいさつや声かけなど利用者との会話により信頼関係を築き、気持ちを和ませ、未然防止に努めます。また、こうした信頼関係を基礎として、喫煙、飲酒、粗暴な行為などへの諸注意を行っています。

(4) 事故時の対応、連絡体制

事故発生時には、応急的な救護等の措置をとるとともに、速やかに責任者に連絡を行い、指示を受けます。夜間・休日についても同様で、そのため、職員間のグループ LINE を作成しています。また、発生時の状況や対応については、管理課長に連絡を行うとともに、必要に応じて健康福祉局へ速やかに報告し、協議の上、以後の対応策を講じていきます。

2 日常的な防犯の取り組み

(1) 犯罪の起きにくい環境の整備

職員の定期的な巡回と声かけにより、犯罪の起きにくい施設環境を作り出します。また、閉館時の施錠を確実にし、管理点検簿への記載も行っています。利用者と共に作り上げる生活館という雰囲気を醸成し、大切な居場所という認識を利用者に持ってもらうことで、犯罪の起きにくい環境整備を進めます。

(2) 地域組織・関係機関との連携

地域防災拠点運営委員会の役員として職員を参加させており、地域との防災ネットワークを作り上げています。また、生活館責任者が地域の様々な団体で作る寿夏祭り実行委員会や寿越冬闘争実行委員会の事務局長を務めており、地域の協力も得て、緊急的な対応のできる信頼関係を醸成しています。

4 施設の管理運営

(2) 施設・設備の維持保全と管理

施設の安全確保及び建物の長寿命化の観点を踏まえ、施設・設備の管理及び保守の考え方について記載してください。また、清掃や衛生管理等、施設内の環境整備の取組についても記載してください。

1 施設・設備の管理及び保守の考え方

寿生活館 1・2 階は昭和 40 年 6 月に開設され、昭和 47 年 6 月に 3・4 階が増設されました。それぞれ 60 年、53 年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。このような中、指定管理部分である 3 階、4 階はもとより、1 階の保育園、2 階の自治会館もまた多くの方にご利用いただいている状況があります。今後の管理運営では、何よりも施設利用者の安全確保を第一に考え、保守点検に取り組みます。職員による日常の目視等、管理点検により損傷や不具合の早期発見に努め、重大な事故に結びつかないよう対応することとします。また年 1 回開催され地元代表者から構成される運営委員会からの指摘や、アンケートや茶話会等での利用者の意見にも耳を傾け、利便性向上を進めます。

令和 6 年度では、寿生活館の維持管理のため次の保守点検を行っています。

(1) 設備点検、清掃等関係

- ① 館内清掃業務
- ② 簡易専用水道検査
- ③ 貯水槽洗浄および水質検査
- ④ 一般産業廃棄物処理業務
- ⑤ 消防用設備保守点検
- ⑥ 害虫駆除
- ⑦ 空調機点検
- ⑧ 排水管の高圧洗浄

(2) 清掃等の委託

競争入札を行い、委託業者による下記の清掃を行っています。

- ① 日常清掃（毎週火曜～日曜 / 休館日を除く）
- ② 定期清掃（隔週月曜日）
- ③ 定期清掃（月 1 回 / 月曜日、ポリッシャー洗浄など）
- ④ ガラス清掃（年 2 回）

※定期清掃は月曜日などの休館日を活用して、日常清掃ではできない会館清掃などを行います。

- ⑤ 衛生害虫駆除（年 2 回）

(3) 直営での作業

閉館後には毎晩、職員でシャワー室、洗濯室、娯楽室、湯沸室等の清掃を行い、翌日早朝からの利用に支障をきたさないようにしています。

また、夏と冬の年 2 回、利用者の協力を得て職員による館内一斉大掃除を実施しています。

4 施設の管理運営

(3) 防災に対する取組

公の施設としての役割を踏まえ、生活館における防災に対する取組や災害発生時の体制、寿地区における防災の取組の必要性及びそれを踏まえた地域との連携について、具体的に記載してください。

1 生活館の防災体制

災害発生時に生活館は、協会の災害対応マニュアルの風水害対策編において「被災した住居のない人々等の一時的な受け入れを行う。」と位置付けるとともに、同震災対策編においては、一旦閉館するものの安全確認後「出来るだけ早く再開を目指す」、BCP（事業継続計画）においても、生活館の業務は最優先業務として「再開準備、体制が整い次第実施」としています。

寿地区の簡易宿泊所は基本的に耐震性があり、浸水被害も最大で 1m であるため、各自の部屋が避難場所であり、在宅避難を基本としているものの、住居のない人や万一住居が被災して避難を余儀なくされた人の一時的な受け入れ先となる予定です。

災害の規模や被害発生状況など定められた基準により、協会の災害対策本部が立ち上げられ、必要な職員が参集することとなっています。生活館職員は職場に参集する予定であり、協会災害対策本部の指示のもと、寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会や関係機関とも連携しながら、避難者対応や情報提供など、必要な対応をすることとなっています。

なお、生活館においては災害発生時だけでなく、台風の接近時などに大雨・暴風警報等が発令する可能性が高い時や、冬季の降雪時など住居のない人に生命の危険が予想される場合には、市の許可を受けたうえで夜間も含めて館を開放し、避難者を受け入れる対応をするなど、地域全体の安全を図るために貢献しています。

2 地域において

(1) 地域防災拠点運営委員会への参加

寿地区では地域の防災の取り組みとして、地域防災拠点運営委員会を開催しています。当法人の管理課長が事務局長を務めており、地域の中での防災減災の取り組みに参加しています。また、生活館責任者も地域団体からの推薦により受付情報班長を務めており、簡易宿泊所のオーナーや管理人との関係を深め、何かあった時の情報集約、情報開示についての対応を行う予定です。

(2) 個別の取り組み

コロナ禍で中止していた避難訓練も令和 6 年度より復活させ、利用者も含めて実施をするようになりました。利用者にも緊急事態には、あわてず職員の指示に従って避難し、まずは身体の安全の確保を行うことを周知しました。

また、津波などがある場合は垂直避難を前提とするので、簡易宿泊所に倒壊の可能性がなければ、簡易宿泊所での待機を前提としつつ、孤立しないように情報が得られるようにすることなど避難の基本についても確認する場としました。

今後は消防署などの協力も得て、水消火器を使った消火訓練などの参加型の訓練を行うことも検討します。

4 施設の管理運営

(4) 修繕等への取組

施設の安全確保及び長寿命化の観点を踏まえた修繕の考え方・修繕計画を記載してください。

1 修繕の考え方

施設設備の法定点検を滞りなく実施し、設備の保全を図ります。また建物が老朽化する中、利用者の安全性や衛生面、高齢化対応や利便性向上といった観点から改修箇所の必要性を勘案し、優先順位の高いものから修繕を進めるよう市と協議してまいります。

2 修繕への取組み

施設や設備の老朽化に伴い、出来るだけ修繕を減らせるよう次のような対応を予定しています。

(1) 衛生設備関係

①排水管の高圧洗浄の定期化

各階の排水については、シャワーや洗濯、炊事場の洗い物等の排水量が非常に多いことに加え、経年劣化による排水管のつまりが頻発するため、定期的なメンテナンス(高圧洗浄等)を実施します。

(2) 空調設備関係

①4階エアコンの定期的な内部清掃

エアコンは、設置から20～30年の年月が経過しており、内部はかなり汚れていると思われる、故障の原因にもつながりますので、定期的な内部清掃を実施します。

②4階乾燥機の定期的な保守点検

乾燥機の煙突等は、定期的な清掃が必要なため、オーバーホールを含む定期的な保守点検を実施します。

3 課題の共有

上記のことについて現場だけでなく、協会内部でも課題を共有します。また、所管局へも施設管理者点検による報告や定例の打ち合わせ等で協議、報告し、運営委員会へも議題として提案します。

*参考 令和6年度 寿生活館修繕実績

①スイッチ・コンセント・照明器具部品取替工事

②エアコン修理

③乾燥機修理(2件)

※上記の実績は、1件60万円未満の修繕工事についてのものです。

1件60万円以上の修繕工事については、横浜市と協議して進めてまいります。

4 施設の管理運営

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見・要望・苦情等をどのように把握するのか、また、それらを受けてどのように対応するかについて、具体的に記載してください。

1 利用者からの要望・苦情等の把握、対応について基本的な考え方

(1) 「顔の見える」関係の構築

日常のあいさつや声掛けによって、職員と利用者及び地域の皆様との間で「顔の見える」関係づくりを進めるとともに、意見や苦情に、真摯に向き合い解決に結びつけていくことで、職員へ意見や苦情が率直に言える環境にしていきます。

(2) 職員間の共有と処理や第三者委員による解決

利用者の意見や苦情、また行動などから伺える事象も大切なニーズとして受けとめ、職員一人ひとりが抱えることなく、職場内で共有し、記録簿による処理を進めるとともに、マニュアルに基づく苦情処理委員会の開催や、第三者委員の意見を伺いながら適切な対応に努めていきます。

2 要望・苦情等の把握の方法

利用者からの日常の要望・苦情に加えて、次の方法で把握に努めていきます。

(1) 生活館運営委員会の開催

寿生活館を運営するにあたって地元代表、知識経験者、行政で構成する「寿生活館運営委員会」を開催し、意見聴取、協議、情報交換を行っています。委員には、地域の実情を知り、利用者と接することの多い、地元自治会、地区社協、民生委員・児童委員、障害者支援団体、生活困窮者支援団体、保育団体等各団体の責任者及び生活支援関係の行政機関の代表者に就任いただき、利用者からの意見・要望をはじめ、それぞれの立場からの意見をいただき、改善につなげています。

(2) 茶話会（利用者ミーティング）での意見交換

利用者と毎月茶話会などを開始し、施設の運営上の課題や対応策などについて、話し合いを行っています。この話し合いを重ねる中で、意見聴取をするだけでなく、威圧的な利用者の言動については、恐がる人がいるので注意喚起するなど、利用者と共に作り上げる生活館という雰囲気が形成されています。

食事作りなどを隔月で行い、食材の買い出しなどの準備を利用者に手伝ってもらっています。また、マイ包丁を持って手伝いに来るなど、主体的な参加も増えてきています。

(3) 利用者アンケート調査の実施

令和5年12月と、令和7年4月に、4階施設利用者アンケートを行いました。アンケートは表に基づき聞き取り方式で実施し、令和5年には56名、令和7年には81名の利用者の方から回答が得られました。

令和7年のアンケート結果です。

① 施設の利用しやすさは、「利用しやすい」が85.2%、「利用しにくい」が3.7%、「どちらともいえない」が11.1%でした。

② 職員の対応は、「親切」が96.3%、「どちらともいえない」が3.7%で、「親切でない」と回答した人はいませんでした。

③ 今後の利用は、「利用したい」が98.8%、「わからない」が1.2%で、「利用したくない」

と回答した方はいませんでした。

そのほか、開館時間の延長や炊事設備の充実、シャワーの増設など運用面の意見等いただいています。今後も定期的なアンケートを行い、利用者の満足度向上に向け取り組んでいきます。

3 苦情・要望への具体的な対応について

(1) 記録・処理と業務への反映

いただいた意見や苦情などは、必要に応じて職員間で共有のうえ、対応を検討し、できることから速やかに実行するとともに、一件ごとに記録簿に記録し、業務改善につなげていきます。

(2) 苦情処理マニュアルによる適切な処理

当協会では、利用者の苦情を適切に処理するために、苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置いて、苦情処理委員会を開催し、処理方法が適切か等について議論します。苦情処理制度については、ポスター等で利用者に対して周知しております。

(3) 第三者委員の設置による意見聴取

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応をするため、第三者委員（地元自治会役員）を設置しています。第三者委員には、特に苦情がない場合でも、日常的に対応等について意見を伺っています。

4 施設の管理運営

(6) 広報に関する取組

生活館に関する情報提供をどのように行っていくか、具体的に記載してください。
ウェブサイトを設置する場合、ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果についての資料を添付してください（「4(6) 広報に関する取組」と「4(7) 横浜市の重要施策を踏まえた取組」の間に添付してください）。

生活館で行われる事業や施設の利用に関する情報を、1階から4階まで各階の掲示板に掲示し、利用者へ周知をしています。また月1回発行している協会広報紙「いぶき」、毎年発行している事業概要「あゆみ」でも、生活館で行われる事業や利用情報を紹介しています。

協会ホームページでは、生活館のカテゴリーを設けて、施設の利用案内や事業の紹介を掲載しています。

ウェブアクセシビリティ方針は、ウェブサイトを利用する全ての人が、身体的制約や利用している環境に関係なく、利用しやすく、必要な情報が得られるように、「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」に対応することを目標とし、アクセシビリティの確保と向上に取り組めます。

令和2年3月20日から同年3月27日に実施した試験結果は、別紙のとおりです。

ウェブアクセシビリティに関する仕様書〈横浜市寿町健康福祉交流センター〉

1 趣旨

本仕様書は、横浜市寿町健康福祉交流センター（以下「センター」施設という。）の指定管理者が、センターのウェブサイトを設置、更新及び管理するにあたり、ウェブアクセシビリティの確保に向けて実施すべき内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 ウェブアクセシビリティの確保について

(1) 適合レベル及び対応度

JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠すること。

※ 本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会（以下「WAIC」という。）の「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016 年 3 月版」で定められた表記による。

※ JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠することが、技術的に達成困難である場合等は、例外事項を設定し、(3)で策定したアクセシビリティ方針に追記すること。

(2) 対象範囲

指定管理者として設置、更新及び管理するセンターのウェブページのすべて

(3) アクセシビリティ方針の策定について

総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び WAIC の「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」に基づき、ウェブアクセシビリティ方針を策定すること。

(4) ガイドラインの作成について

各団体の掲載コンテンツの特徴やページ作成ソフトなど運用の条件に基づき、ウェブアクセシビリティ対応の方針や対応の重要性、作成のルールなどをガイドラインにまとめること。

(5) 試験前の事前確認について

HTML、CSS の作成段階において、達成基準への対応状況を確認すること。テストツール（miChecker 等）による判定が可能な検証項目については、ツールを使用し、対応状況を確認すること。

(6) 試験の実施について

ア 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び WAIC の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、試験を実施すること。

イ 試験の実施においては、テストツールによる判定だけでなく、人間による判断も行うこと。

ウ 試験実施の対象範囲

(ア) 総ページ数が 40 ページ未満である場合

全ページ

(イ) 総ページ数が 40 ページ以上である場合

当該ウェブサイトからランダムに抽出した、次のページを含む 40 ページ

a トップページ

b サブディレクトリ直下の代表ページ(sub-content/index.html 等)

c アクセシビリティに関連するページ

d 利用者からの問い合わせを受け付けるページ（存在する場合）

- (7) 達成基準チェックリスト及びその検証方法を特定できる技術的根拠（以下「実装チェックリスト」という。）の作成について

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、次のチェックリストを作成すること。

ア 達成基準チェックリストの作成について

WAIC の「達成基準チェックリストの例」を参考に、各項目の試験結果を記載した達成基準チェックリストを作成すること。

イ 実装チェックリストの作成について

「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」の「3.1 達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠を示す方法の例」を参考にして実装チェックリストを作成すること。

- (8) 試験結果の不備の修正について

達成基準チェックリストの各項目の試験結果について不備等が発覚した際には、速やかに該当箇所を修正し、再度試験を実施すること。

- (9) ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成及び公開について

ア ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成について

(3)で策定したウェブアクセシビリティ方針を掲載するページを作成すること。また、(7)-アで作成した達成基準チェックリストを基に、試験結果を掲載するページを作成すること。

イ ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの公開について

(9)-アで作成したページを公開すること。なお、ウェブアクセシビリティ方針を掲載するページは、当該サイトの全画面から2クリック以内にたどりつけるよう、フッター等にリンクを配置すること。

3 参考ページ

- (1) JIS 規格詳細画面（次の URL から「JIS 検索」の規格番号に「X8341-3」と入力し、一覧表示）

<https://www.jisc.go.jp/index.html>

- (2) みんなの公共サイト運用ガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf

- (3) WAIC の公開しているガイドライン一式

ア ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン

<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/>

イ ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン

<https://waic.jp/docs/jis2010/accessibility-plan-guidelines/201308/index.html>

ウ JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン

<https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/202012/>

エ 達成基準チェックリストの例

https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/202012/gcl_example.html

ウェブアクセシビリティ方針／試験結果

ホーム / ウェブアクセシビリティ方針／試験結果

「横浜市寿町健康福祉交流協会」のウェブサイトを利用する全ての人が、身体的制約や利用している環境に関係なく、利用しやすく、必要な情報が得られるように、「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」に対応することを目標とし、アクセシビリティの確保と向上に取り組みます。
JIS X 8341-3:2016に基づいた試験を実施し、その結果を公表します。

長明日

2020年3月27日

規格の規格番号及び改正年

JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」

満たしている適合レベル

JIS X 8341-3:2016の適合レベルAAに準拠

注記：「横浜市寿町健康福祉交流協会」のウェブアクセシビリティ試験結果における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016年3月版」で定められた表記による。(URL <http://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/201603/>)

試験実施期間

2020年3月20日～2020年3月27日

依存したウェブコンテンツ技術のリスト

HTML、CSS、Javascript

試験対象のウェブページを選択した方法

b) ランダムに選択する場合

試験を実施したページ

「横浜市寿町健康福祉交流協会」における以下のページ

TOPページ

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/>

横浜市寿町健康福祉交流センター

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/%e6%a8%aa%e6%b5%9c%e5%b8%82%e5%af%bf%e7%94%ba%e5%81%a5%e5%ba%b7%e7%a6%8f%e7%a5%89%e4%ba%a4%e6%b5%81%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc>

ラウンジ・図書コーナー

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/%e6%a8%aa%e6%b5%9c%e5%b8%82%e5%af%bf%e7%94%ba%e5%81%a5%e5%ba%b7%e7%a6%8f%e7%a5%89%e4%ba%a4%e6%b5%81%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc-fukunikousei>

貸出施設・貸出要項

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/%e6%a8%aa%e6%b5%9c%e5%b8%82%e5%af%bf%e7%94%ba%e5%81%a5%e5%ba%b7%e7%a6%8f%e7%a5%89%e4%ba%a4%e6%b5%81%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc-rental-facility>

健康コーディネート室

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/%e6%a8%aa%e6%b5%9c%e5%b8%82%e5%af%bf%e7%94%ba%e5%81%a5%e5%ba%b7%e7%a6%8f%e7%a5%89%e4%ba%a4%e6%b5%81%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc-%e5%81%a5%e5%ba%b7%e3%82%b3%e3%83%bc%cc%83%87%e3%82%a3%e3%83%8d%e3%83%bc%e3%83%88%e5%ee%e4>

一般公衆浴場 翁湯

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/%e6%a8%aa%e6%b5%9c%e5%b8%82%e5%af%bf%e7%94%ba%e5%81%a5%e5%ba%b7%e7%a6%8f%e7%a5%89%e4%ba%a4%e6%b5%81%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc-public-bath>

ことぶき協働スペース

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/%e6%a8%aa%e6%b5%9c%e5%b8%82%e5%af%bf%e7%94%ba%e5%81%a5%e5%ba%b7%e7%a6%8f%e7%a5%89%e4%ba%a4%e6%b5%81%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc-%e3%81%93%e3%81%a8%e3%81%b6%e3%81%8d%e5%8d%94%e5%83%8d%e3%82%b9%e3%83%9e%e3%83%bc%e3%82%b9>

横浜市寿町健康福祉交流センター診療所

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/clinic>

診療所所長挨拶、医師紹介

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/clinic/c-01>

診療所の歩み

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/clinic/c-02>

診療所の特徴

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/clinic/c-03>

受診を希望される方へ

<https://www.yokohama-kotohuki.or.jp/clinic/c-05>

精神科デイケア なごみの里

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/clinic/c-06>

寄付について

<https://www.yokohama-karobuki.or.jp/clinic/c-04>

横浜市寿生活館

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/seikatuken>

寿生活館3階

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/seikakukan/s-01>

寿生活館4階

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/seikatukan/%e5%af%bf%e7%94%9f%e6%b4%bb%e9%a4%a84%e9%9a%8e>

(公財)横浜市寿町健康福祉交流協会の紹介

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/about>

地域保健福祉事業

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/about/hokenfukushi>

ことぶきスマイル事業

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/about/s-02>

スマイル事業カレンダー

<https://www.yokonama-kotobuki.or.jp/about/s->

02/%e3%82%a4%e3%83%99%e3%83%b3%e3%83%88%e3%82%ab%e3%83%ac%e3%83%b3%e3%83%80%e3%83%bc

仕事チャレンジアシスト事業

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/about/challenge-assist>

寿いきいきライフ事業

<https://www.yokohama->

http://kotoyuki.or.jp/about/%e5%af%bf%e3%81%84%e3%81%8d%e3%81%84%e3%81%8d%e3%83%a9%e3%82%a4%e3%83%95%e4%ba%
c%e6%a5%ad

採用情報

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/about/%e6%8e%a1%e7%94%a8%e6%83%85%e5%a0%b1>

寄付に関して

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/about/donation>

交通アクセス

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/about/access>

お問い合わせ

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/about/%e3%81%8a%e5%95%8f%e3%81%84%e5%90%88%e3%82%8f%e3%81%9b>

寿地区の紹介

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/museum>

まちの医療

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/museum/medical>

まちのイベント

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/museum/event/>

作業所・就労の場

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/museum/group>

宿泊関連施設

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/museum/syuhuhaku>

高齢者施設

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/museum/koureisya>

子どものための施設

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/museum/kodomo>

公共の施設

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/museum/koukyou>

アーティスト

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/museum/artist>

地域団体

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/museum/chilki>

コトブキQ&A

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/qa>

サイトポリシー

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/policy/>

お知らせ一覧

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/news/>

広報紙いぶき2020年4月号（No.172）

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/archives/5262>

盤上の戦い、囲碁・将棋 あなたの一手をお待ちしてます

<https://www.yokohama-kotobuki.or.jp/archives/1280>

対象範囲から除くもの

- ・ witter、Google map など外部サービスを利用したコンテンツ
- ・ PDFファイル、Word・Excelなどの文書ファイルそのもの

上記コンテンツを掲載し、より多くの情報を提供できるよう努めていますが、ウェブアクセシビリティ対応が困難なため対象範囲に含めていません。

達成基準リスト

非テキストコンテンツ	A	○	○	—
収録達成済みの音声しか含まないメディア及び収録達成済みの映像しか含まないメディア	A	—	○	対象範囲内に、該当コンテンツ無し
収録達成済みの音声コンテンツのキャプション	A	—	○	対象範囲内に、該当コンテンツ無し
収録達成済みの映像コンテンツの音声ガイド又は代替	A	—	○	対象範囲内に、該当コンテンツ無し
ライブの音声コンテンツのキャプション	AA	—	○	対象範囲内に、該当コンテンツ無し
収録達成済みの映像コンテンツの音声ガイド	AA	—	○	対象範囲内に、該当コンテンツ無し
情報及び関係性	A	○	○	—
意味のある順序	A	○	○	—
感覚的な特徴	A	○	○	—
色の使用	A	○	○	—
音声制御	A	—	○	対象範囲内に、該当コンテンツ無し
最低限のコントラスト	AA	○	○	—
テキストのサイズ変更	AA	○	○	—
画像化された文字	AA	○	○	—
キーボード操作	A	○	○	—
フォーカス移動	A	○	○	—
調整可能な制限時間	A	○	○	—
一時停止、停止、非表示	A	—	○	—
3回のせん（閃）光又はいき（閃）値以下	A	○	○	—
ブロック・スキップ	A	○	○	—
ページタイトル	A	○	○	—
フォーカス順序	A	○	○	—

文脈におけるリンクの目的	A	○	○	—	
複数の到達手段	AA	○	○	—	
見出し及びラベル	AA	○	○	—	
視覚的に認識可能なフォーカス	AA	○	○	—	
ページの言語	A	○	○	—	
部分的に用いられている言語	AA	—	○	対象範囲内に、該当コンテンツ無し	
オン・フォーカスによる状況の変化	A	○	○	—	
ユーザインタフェース要素による状況の変化	A	○	○	—	
一貫したナビゲーション	AA	○	○	—	○
一貫した識別性	AA	○	○	—	
入力エラー箇所の特定	A	—	○	対象範囲内に、該当コンテンツ無し	
ラベル又は説明文	A	○	○	—	
入力エラー修正方法の提示	AA	—	○	対象範囲内に、該当コンテンツ無し	
法的義務・金銭的取引・データ変更・回答送信のエラー回避	AA	—	○	対象範囲内に、該当コンテンツ無し	
構文解析	A	○	○	—	○
プログラムで解釈可能な識別名・役割及び設定可能な値	A	○	○	—	

4 施設の管理運営

(7) 横浜市の重要施策を踏まえた取組

事務・事業の遂行の際、評価基準項目の審査の視点に記載した横浜市の重要施策を踏まえてどのように取り組むか、具体的に記載してください。

1 個人情報保護、情報公開、人権尊重に関する横浜市の各施策

当協会では、横浜市個人情報の保護に関する条例、及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき、協会が保有する個人情報の保護に関する規程、また情報の公開に関する規程を定めて、情報の適正な取扱いと維持管理に努めています。また情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を定期的に行っており、今後も職員への注意喚起と意識向上に努めていきます。

2 ヨコハマ プラ5.3計画

地球温暖化防止に資するリデュース、リユース、リサイクルの3Rと、温室効果ガス排出量削減を目指して市役所ごみゼロルート回収に参加しています。今後ごみの分別と減量化とともに、プラスチックごみ削減の取り組みを進めていきます。また、利用者にも掲示や声掛けを通じて、ごみの分別などを推進していきます。

自主企画事業では、地区内のゴミを回収しながら健康づくりを実践する「ウォーキング&ゴミ拾い」、仕事チャレンジアシスト事業では、毎週の粗大ごみ収集や地域清掃に参加することで、日常的なごみ対策にも取り組んでいます。

3 横浜市中心小企業振興基本条例

当協会は、横浜市の外郭団体として、条例に掲げた市の取り組みを理解し、市内中小企業者への物品発注や委託を基本としています。小破修繕工事や設備メンテナンスなどの発注については、市内中小業者を優先して発注しています。

4 横浜市障害者就労支援施設等からの優先調達方針

現在、寿地区内の福祉作業所の製品の活用を行っており、地域作業所への物品発注や購買の促進につとめています。センターでは、地区内の作業所のパンやお菓子などの販売コーナーを毎週もうけ、来館者に利用いただいています。今後もさらに発注を進めて、障害者の働く環境の整備と拡大を企図する市の施策展開に呼応していきます。

5 横浜市男女共同参画行動計画

誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくりに向け、男性の働き方改革と家事・育児・介護へ参画推進する働きやすい職場環境としていくため就業規程を見直し、妊娠・出産・育児・介護に係る規定の制定・拡充を行っています。

5 事業の企画・実施

(1) 高齢者事業・文化事業

対象者の生活状況等を踏まえ、どのような事業を展開していくか、実施計画も含めて具体的に記載してください。

ア 高齢者事業・文化事業（スマイル事業）

単身かつ、高齢者の方が多いため、健康づくり・介護予防がしにくい環境にあり、社会的孤立に陥りやすい状況下にある対象者の方々に対し、軽運動や娯楽、旅行などの体験を通じて、参加者が楽しみながらコミュニケーションがとれるメニューを企画し、実施します。

また、誰もが気軽に参加できる文化事業として「ことぶき作品展」を開催し、多彩な文化活動の日ごろの成果を披露するとともに、多くの人と交流できる場を提供します。

イ 利用促進

高齢者事業・文化事業の利用促進として、事業に参加するごとにスタンプを押印する「スマイルカード」の発行を行っており、貯まったスタンプの数に応じて景品を贈呈するなどの特典により新規参加者の拡大と継続的な参加を促進しています。（令和7年4月1日現在 525 人登録）

【利用者交流事業及び高齢者・文化事業の年間予定】

事業区分	プログラム名	年間実施回数（回）	延べ利用者見込（人）
利用者交流事業	えがお倶楽部	9 回	200 人
高齢者事業	囲碁・将棋の日	12 回	400 人
	アレンジボウリング	6 回	120 人
	映画クラブ	12 回	240 人
	輪投げの時間	6 回	120 人
	スマイルサロン【新規】	3 回	60 人
	ターゲットボッチャ	6 回	100 人
	棒サッカー	6 回	100 人
文化事業	ことぶき作品展	1 回	650 人
計		58 回	1,910 人

5 事業の企画・実施

(2) 施設の利用促進

利用者数及び稼働率の向上に向けてどのような取組を行うか、具体的に記載してください。

1 いぶきを利用した広報

当協会が毎月発行している「いぶき」を利用して、生活館の開館予定の周知や高齢者事業・文化事業の周知を行っています。「いぶき」は、寿地区内の全ての簡易宿泊所等に約 900 部を配布しているので、寿地区内に広く周知することができ、利用者の増加につながっています。

2 パンフレットの作成と配布

センターのパンフレットとは別に寿生活館 4 階に特化したパンフレットを作成しました。

これまでも職員がボランティアとして積極的に野宿生活者の訪問活動に参加してきましたが、野宿生活者は「住居のない者」であり、条例が想定している主要な利用者なので、作成したパンフレットを支援団体の協力も得ながら配布を行い、利用を呼びかけていきます。

3 利用者による口コミ宣伝

すでに利用している野宿生活者の中には「相談にも乗ってくれるし、無料でシャワーにも入れる」と他の野宿生活者への利用を呼びかけてくれている利用者もいるので、このような利用者の協力も得て、口コミで生活館の存在を広く知ってもらい、利用に結び付けていきます。

4 簡易宿泊所利用者への宣伝

寿町の住民の約 9 割が生活保護利用者である現実に鑑みて生活保護利用者の利用も促していきます。特に、生活保護申請をし、受給に至るまでは、貸付金で生活しなくてはならないので、食費以外の支弁は困難な状況にあり、このような人たちがシャワーや洗濯などの利用機会を確保し、公衆衛生の促進にも寄与するため、区生活支援課などの協力を得ながら利用を呼びかけていきます。

5 コミュニティとして居場所の形成

毎月の茶話会（利用者ミーティング）の実施により、娯楽室が居場所となってきています。特に、高齢で病気のため生活保護を受給した後も、娯楽室こそが「自分にとっては本当の居場所」といって、利用を継続してくれている利用者もいるので、単身高齢者が多い町だからこそ、社会的孤立を防ぐコミュニティとして、生活館を活用してもらえるような居場所づくりを行っています。

5 事業の企画・実施

(3) 施設の利用調整

利用者間のトラブルを防ぎ良好な利用状態を維持するために、どのような調整・取組を行うか、具体的に記載してください。

1 トラブルの未然防止

トラブルの未然防止は利用者とのコミュニケーションにかかっていると言えます。個性的な利用者同士がトラブルになることがあって、大事に至らないように、定期的な巡回を行い。職員からの積極的な声かけにより、お互いの意見の違いがあっても尊重できる雰囲気を作ることとしています。

特に次の点を心掛け、利用者に接することとします。

(1) 利用者への挨拶・声かけ

利用者との挨拶・声かけ・会話により職員と利用者、利用者間のコミュニケーションを図り、信頼関係を築くようにし、トラブルの未然防止に努めています。

(2) 新規利用者への声かけ

新規利用者と思われる人がいた場合には職員から積極的に声をかけて、施設利用方法について丁寧な説明をしています。また、心配事などがある場合には相談対応もできることを伝えています。

(3) 生活困窮者の生活相談

必要に応じ、会議室等で相談を受け、困りごとや課題を整理し、情報提供を行うとともに、健康福祉局寿福祉プラザ相談室や区役所等の支援窓口に繋げます。

(4) 主張への傾聴

利用者同士のトラブルは両者ともに言い分があるので、双方に傾聴を行い、違いを認めるというスタンスに立つことを伝えます。そして、どちらも大切な利用者なので、どちらが正しいではなく、お互いが違いを認め合うことの重要性については話をしています。

(5) みんなの大切な場

みんなの大切な場であるので、仮に不愉快なことがあっても、声を荒げると、それを怖いと思う人がいることを伝えていくことで、穏やかな雰囲気を持った場として運営しています。

(6) 利用者相互の支えあい

高齢により、4階まで移動が負担になる利用者に対しても、荷物を持つなどの対応でお互いに支えあう形で運営しています。相談など1階に降りて対応可能なものは1階に下りて行く等柔軟な対応を行っています。

5 事業の企画・実施

(4) 関係機関、地域団体等との連携

関係機関及び地域団体等と連携した取組の方針について、具体的に記載してください。

1 地域実態と関係施設、関係団体との連携の考え方

現在、寿地区は「日雇い労働者の街」から「福祉ニーズの高い街」へと変貌しています。寿地区では、長年地域や住民が抱える様々な課題に向き合い、解決を目指していくための取り組みが進んでいます。特に、地域福祉保健計画、地域防災力の推進には、自治会、地区社協、簡易宿泊所の組合などの地域関係団体と、地域ケアプラザ、はまかぜ、介護事業所、福祉作業所など支援機関、区や健康福祉局など行政機関が連携し組んでいます。

また、寿地区周辺は外国人居住者が多いため、生活館を利用する子どもにも外国につながる子どもが多数います。また、生活困窮や貧困の連鎖など複合的な困難を抱えた子どもも多くなっていて、生活館内で運営されている青少年広場や元学童の OB などが設立した支援団体などと連携して対応を行っています。

当協会で行う事業の運営には、このような連携を基軸とした地元関係機関・団体等と円滑に協力が得られることが必要と認識しています。

そのため、以下の点に留意しながら生活館の運営と地域連携を進めていきます。

(1) 「寿生活館運営委員会」の開催

寿生活館を運営するにあたって地元代表、知識経験者、行政で構成する「寿生活館運営委員会」を開催し、意見聴取、協議、情報交換を行っています。委員は、自治会、地区社協、民生委員・児童委員、障害者支援団体、ホームレス支援団体、保育・学童保育団体等各団体の責任者、及び生活支援関係の行政機関からなり、関係機関、団体間で現状の課題を共有し、課題解決に向け協力関係が取りやすくなっています。

(2) 高齢者事業・文化事業での地域連携

高齢者事業・文化事業においては、地区社会福祉協議会活動や老人クラブ活動等と、それぞれ行事の内容や日程調整をきめ細かく行うとともに、事業実施や周知活動等相互に協力し、できるだけ多くの方に参加してもらえよう連携を図っています。

(3) 児童の健全育成での連携

こどもの健全育成に向け、寿学童保育に在籍していた児童やOB・父母への支援を、「ことぶきっずの会」などの利用登録団体を通して行っています。

また、生活館 2 階では、「寄り添い型生活支援事業」にも職員が理事に就任し、運営にも積極的に関わり、関係団体と協働して、学校外での支援活動を支えています。

(4) 地域福祉、防災、イベント等での連携協働

① 地域福祉保健の推進

「中区地域福祉保健計画」に基づいて活動している寿地区地域福祉保健計画推進会議「ことぶきゆめ会議」に毎月参加し、地区内の関係機関、団体と課題の情報共有及び解決に向けた検討協議を行っています。

また、当協会が毎月編集し地区内の全簡易宿泊所及び事業所・施設等に配布している地域情報紙「いぶき（毎月約 900 部発行）」を会議の場で配布し、情報共有を心掛けています。

② 寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会

寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会は、防災対策を主に、環境・公衆衛生問題、道路交通問題、寿町総合労働福祉会館の建て替え問題等、広く地域のまちづくりの課題等を話し合

い、取り組んでいます。当協会管理課長が事務局長を担うとともに、当協会職員も積極的に参加し、地区内関係機関団体の横の連携づくりに努めています。

④ 各種行事・イベントの開催

通年の「ことぶき花いっぱい運動」による中村川沿いの清掃活動から、夏祭り等、自治会・地域の関係機関・団体と協働し、様々な行事・イベントを実施し、まちの絆づくり、活性化に努めています。

(5) 年末年始対策での連携

市で実施する年末年始対策に協力するとともに、住民懇談会・越冬実行委員会とも連携協働し、年末年始においても生活館を住居のない方や地域の方が利用できるようにするとともに、各種支援活動にも協力しています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料

様式3により提案する指定管理料及び指定期間中の収支計画に関し、収支計画、利用者サービスのための経費や修繕費への配分等について、施設の特性を踏まえてどのような考え方で提案したか、具体的に記載してください。

1 全体の収支計画について

現在の施設の主な利用者は、寿地区内の簡易宿泊所で生活している高齢単身の男性であり、今後5年間の指定管理期間中は、大きな変化はないと考えられます。館の運営については、利用者・関係者のご意見を伺いながら、新たなニーズを取り入れた運営を進めていきますが、基本的には、地区住民等の福利厚生を図るという館の設置目的を踏まえた現行の利用料金制ふくめ事業運営を受け継いでいくこととします。積算上賃金、諸物価、燃料費の高騰している現状を鑑み、想定しています。

収支計画の5か年計画については、下記の通り提案させていただきました。

2 利用者サービスのための経費について

- ・人件費 31,408千円～31,617千円

施設運営に係る必要な人件費として、各年計上

(正規職員1人 嘱託員5人 アルバイト1人)

- ・光熱水費 6,755千円～8,598千円

施設運営に係る光熱水費を、過去の使用実績に、燃料費の上昇率を考慮し各年計上

- ・委託費 3,888千円～4,691千円

施設運営に係る委託費を、過去の使用実績に、人件費や諸物価の上昇を考慮し各年計上

- ・事業費 250千円

高齢者・文化事業に係る経費等を、各年計上

3 修繕費への配分その他

- ・修繕費 685千円

指定管理者の負担分として、各年同額を計上。

*1件600千円を超える修繕については、横浜市負担

- ・その他 4,147千円

職員7人の労務管理・福利厚生事務や、経費支出、物品発注支出事務などに関わる職員の人件費ほかの費用(本部経費)として、各年計上。

6 収支計画及び指定管理料

(2) 運営の効率性

重要事項へ経費や人員を重点的に充てる一方で事務の改善や無駄の削減を進めるなど、効率的かつ効果的な運営を行う工夫について記載してください。

運営費の節減について

寿生活館においては、管理運営費にかかるほとんどが経常的にかかる人件費や光熱水費等となっております。効率的な運営をしていくためにも、当協会では経費の削減策として次のように考えています。

(1) 事務経費、消耗品費

- ①印刷機（リソグラフ）を使用し、印刷代を節減します。
- ②印刷は再生紙を使用、両面印刷を徹底します。
- ③消耗品は保管箱等を利用した共用使用にします。
- ④低廉なものは、アスクルや場合によっては、アマゾンなどのインターネット登録をすることで購入できるものを活用し、経費削減を行います。

(2) 環境

- ①書籍・消耗品の整理整頓を徹底し、空間の有効利用をします。
- ②備品等の配置を見直し、空間の無駄をなくします。

(3) 郵送費・通信費

- ①掲示など利用者に対するものは除き、内部資料等はあるべくペーパーレス化を推進し、紙での印刷を控えます。

(4) 印刷製本費

- ①紙ベースの配布から電子メール等の配信を推進します。

(5) 光熱水量費

- ①照明をLED化し、使っていない電源は切るよう徹底します。
- ②節水シャワーヘッド等を利用し、節水します。
- ③エアコンのフィルターを定期的に清掃します。
- ④使用状況から、より効率的なガス・電気の契約プランかを随時見直します。

(6) 職員による小破修繕

- ①簡易的な壁紙の張替は、業者に依頼せず職員が行います。
- ②簡易的な水漏れ等の修繕は、業者に依頼せず職員が行います。

7 加減点項目

(3) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）

前期（令和3年度以降、現時点に至るまで）の管理運営の実績について、具体的に記載してください。

1 寿生活館3・4階延べ利用者数

（単位：人）

施設名 \ 年度	令和6年度 ※2（7月1～ 3月31日）	令和5年度 ※1（4月1～ 5月31日）	令和4年度	令和3年度
3階 ホール （旧児童ホール）	※2 1, 965	※1 1, 229	7, 037	6, 209
談話室 （旧女性子ども室）	※2 1, 173	※1 898	6, 814	6, 212
小会議室 （旧児童図書室）	※2 440	※1 810	7, 052	6, 460
4階 会議室	448	287	249	278
集会室（娯楽室）	26, 726	32, 600	41, 117	40, 239
洗濯室	26, 801	19, 428	19, 408	19, 101
シャワー室	20, 489	19, 912	18, 871	19, 667
湯沸室（炊事場）	15, 346	22, 086	38, 141	39, 800
計	93, 388	97, 250	138, 689	137, 966

※1 ことぶき学童保育が令和5年5月末で事業を終了したため、学童保育としての利用は5月までで終了しています。

※2 令和6年度7月から、3階は学童保育閉所後の用途として、生活館条例・基本協定や地区の意向を踏まえて横浜市健康福祉局援護対策担当と協議を行い、貸出施設として利用しています。

2 令和6年度 利用者交流事業及び高齢者事業・文化事業延べ参加者数

事業区分	プログラム名	年間実施回数	延べ参加者数
利用者交流事業 えがお倶楽部	アレンジボウリング	1回	24人
	アレンジボウリング&パターゴルフ	2回	37人
	茶話会（ボーリング、パターゴルフ）	1回	16人
	生活館4階大掃除	2回	44人
	カレー作り	1回	27人
	カレー作り&防災訓練	1回	31人
	クリスマス会ビンゴ大会	1回	28人

	利用者ミーティング	1 回	19 人
高齢者事業	囲碁・将棋の日	12 回	349 人
	アレンジボウリング	9 回	125 人
	映画クラブ	12 回	213 人
	お花見	1 回	23 人
	ターゲットボッチャ【新規】	6 回	91 人
	棒サッカー【新規】	6 回	89 人
	敬老会（寿地区社協と共催）	1 回	30 人
	輪投げの時間	6 回	87 人
文化事業	ことぶき作品展	1 回	510 人
計		64 回	1,743 人

3 財務状況（寿生活館管理運営事業会計資金ベース）

（単位：千円）

年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
収入額	4 2, 9 9 7	4 2, 9 8 4	4 2, 9 8 4
支出額	4 4, 5 4 2	4 4, 8 1 4	4 2, 7 0 6
当期繰越額	△ 1, 5 4 5	△ 1, 8 3 0	2 7 7
次期収支差額	△ 2 5 3	1, 2 9 2	3, 1 2 2

4 令和 6 年度施設管理実績

(1) 設備点検、清掃等関係

- ①館内清掃業務
- ②簡易専用水道検査
- ③貯水槽洗浄および水質検査
- ④一般産業廃棄物処理業務
- ⑤消防用設備保守点検
- ⑥害虫駆除
- ⑦空調機点検
- ⑧排水管の高压洗浄

(2) 小破修繕

- ①電気工事
- ②空調機修理
- ③乾燥機修理（2 件）

※1 件 60 万円以上の修繕工事は、横浜市が行うため除外となっています。